

別紙標準様式(第7条関係)

会議録

会議の名称	第2回 枚方市立障害者社会就労センター 指定管理者選定委員会
開催日時	令和4年10月4日(火曜日) 17時25分から 20時30分まで
開催場所	別館4階 特別会議室
出席者	会長：明石 成司委員、副会長：平田 義明委員、 委員：小寺 鐵也委員、橋本 有理子委員、三田 優子委員
欠席者	—
案件名	報告 (1) 現地説明会、質疑及び申請状況について 案件 (1) プレゼンテーションについて (2) 評価について (3) 評価結果について (4) 答申について (5) その他
提出された資料等の 名称	資料 13 枚方市立障害者社会就労センター申請状況等一覧表 資料 14 評価表 資料 15 評価コメント記入用紙 資料 16 評価集計表(内容審査) 資料 17 評価結果(総合評価)
決定事項	○評価結果(採点結果)について決定 ○指定管理者の選定について決定 ○答申書について決定 ○申請団体(3団体)の提案内容に対する評価及び評価コメントを10月11日までに事務局に提出する旨を決定。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	非公開 ・枚方市情報公開条例第5条第6号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議・調査等を行うため。
会議録等の公表、非公表 の別及び非公表の理由	本委員会の答申後に公表する。

※会長、副会長の発言について、会長、副会長の立場からの発言は発言者名を「会長」又は「副会長」、それ以外は「委員」と表記する。

審 議 内 容

(開会 17時25分)

会長 それでは、ただいまから、第2回枚方市立障害者社会就労センター指定管理者選定委員会を開会します。

まず、事務局から、委員の出席状況及び本日の進め方等について説明をお願いいたします。

事務局 本日の出席委員は5名で、委員全員の御出席をいただいております。よって、会議として成立していることを報告させていただきます。

それでは、次に、資料の確認をさせていただきます。

本日お配りしておりますのが、委員会の次第を記した次第書と、資料13「申請状況等一覧表」、資料14「評価表」、資料15「評価コメント記入用紙」、資料16「評価集計表(内容審査)」、資料17「評価結果」でございます。

それから、参考資料1として、本日のプレゼンテーションの進行予定を記載したものと、参考資料2として、「資料6 指定管理者選定基準に係る補足説明資料」でございます。

資料としては以上ですが、そのほか申請団体の申請書一式の写しや、評価メモ等につきまして、それぞれお手元でございますでしょうか。

会長 資料14の評価表に5段階の評価を書き込むのですね。

事務局 そうです。

会長 それから事務局で集計いただいて、資料16に結果を記入したものをお配りいただくということですね。

事務局 はい、そういうことでございます。

会長 よろしいでしょうか。

では、資料の関係は確認いただけたと思いますので、それでは事務局から、本日の進め方等について、説明をお願いいたします。

事務局 本日は、前回、7月5日火曜日の委員会で御決定いただきましたとおり、申請団体のプレゼンテーション、また、評価に関する確認等、必要な審議を行っていただく予定としております。

また、前回御確認いただきましたとおり、申請団体が1団体ということもあり、本日、評価を行っていただき、合議・答申へとお進めいただきたいと考えております。

説明は以上となります。

会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、委員の皆さんから何か御質問、御意見等はありませんでしょうか。

ここまでよろしいでしょうか。

それでは、次第の2の報告に移ります。

報告（1）現地説明会、質疑及び申請状況について

会長 報告（1）「現地説明会、質疑及び申請状況について」を事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、資料13「枚方市立障害者社会就労センター 申請状況等一覧表」を御覧ください。

1、現地説明会の状況は資料に記載のとおり、参加団体がなかったため実施されませんでした。

また、2、質疑回答の状況につきましては、質問等はございませんでした。

次に、申請状況につきましては、社会福祉法人 わらしべ会の1団体から申請がございました。

本市が求めた提出書類は全て用意されており、申請書類一式を受理いたしました。

基礎審査につきましては、必要書類が提出されているか、必要事項が記載されているかなどの点検を行い、不備がないことを確認いたしました。

なお、今回、申請団体は1団体でございますが、1団体であっても、審査、評価を行っていただき、当該団体が指定管理者として適当かどうか、最終的に合議、答申いただくこととなるものでございますので、どうかよろしく願いいたします。

現地説明会、質疑及び申請状況等に係る御説明につきましては、以上でございます。

会長 はい、ありがとうございます。

ただいま、事務局から説明のありました内容について、委員の皆さんから御質問等はありませんでしょうか。

よろしいですか。

では、報告は以上ということにしまして、次の3 案件に移ります。

案件（1）プレゼンテーションについて

会長 まず、案件（1）「プレゼンテーションについて」を議題とします。プレゼンテーションに入ります前に、まず、申請団体の事業計画の提案内容と枚方市立障害者社会就労センターに係る確認事項に関して、評価への観点や考え方等、共有すべき認識などについて、御協議いただきたいと思います。

事務局から、まず評価方法について説明をお願いいたします。

事務局 それでは、御説明を差し上げます。

前回の委員会において御確認いただいた内容とも重複しますが、御了承のほど、どうかよろしく願いいたします。

審査においては、委員ごとに資料14の評価表に1から5までの5段階で評価を御記入いただくものでございます。

指定候補者の選定における内容審査は、申請団体から提出のあった事業計画書が本市が求める確認事項を満たしているかを御確認いただくとともに、加点事項に該当するかを御

判断いただくものでございます。

評価表には、要求事項ごとに1から5段階の「評価」を御記入いただく欄と、それぞれ「評価の理由」を記載いただく欄がございますので、選定委員会において委員の皆様で御議論、御発言いただく際に御活用いただければと考えております。

評価方法の詳細につきましては、お手元にお配りしております参考資料2「資料6 指定管理者選定基準に係る補足説明資料」を御参照いただければと存じます。

なお、本日のプレゼンテーションにおいては、申請書類一式と一緒に送付させていただいた「評価メモ」も御活用いただきながら、確認事項や加点事項に関して、申請団体の事業計画書等の書面からは読み取れない部分などについて、御確認いただければと考えております。

最後に、資料15の評価コメント記入用紙について、御説明を差し上げます。

これは、今回の指定候補者選定において申請団体の評価を行っていただくに際し、その申請団体に関してよかった点、よくなかった点などの評価理由の総括を御記入いただくものでございます。

最終的には、委員会で御決定いただいた総合評価の点数と合わせて、各委員に御記入いただいたものを一本化した評価コメントを議会等に公表していくこととしております。

なお、コメントにつきましては、この場ですぐには書きづらい部分もあろうかと存じますので、後日、事務局としましては、10月11日の火曜日までに頂戴できればと考えておりますが、Eメール等で事務局へ御送付いただき、その取りまとめ、文章の一本化については会長・副会長に御一任いただき、その内容について、改めて委員の皆さんに御確認いただくという形で考えております。

説明は以上でございます。

会長 はい、ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、委員の皆さんから御質問、御意見等はありませんでしょうか。

委員 ということは、このフォーマットをまた送っていただけるということですね。

事務局 そうでございます。

委員 ここに名前あるけど、そのコメントを記入しているのは誰だというのはないということですね。

事務局 そうでございます。

委員 ありがとうございます。

会長 ほかの先生方は、今の点は御理解いただけましたでしょうか。

委員 今日はコメントをまとめる作業もあるわけですね。

事務局 今日御提出していただいても結構ですけれども、まだお考えになることもあるかなと思いますので、そのときは10月11日にまでにご提出ください。

委員 本日の打合せはないということですね。

事務局 本日は評価だけです。

委員 評価の理由とそれぞれ書いたのも、ここではしないということですか。

委員 委員同士でやり取りはないわけですか。

事務局 委員の皆さまで今日はご審議いただきます。

会長 要するに、今日は評価だけを協議して決めると、その要求事項ごとの評価を決めるに当たって評価の理由を、例えば3をつけてらっしゃる委員はまあよいとして、4をつけてらっしゃるとか、5をつけてらっしゃるとかという委員がいらっしゃったら、どうしてそういう評価にしたのかということも協議していくわけですね。その中で評価の理由とこの理由を書いておられたらそのまま述べて、いただいて、委員の皆さん方の参考にしていただいて、最終的に委員会としての評価を4とか5にするとかいうのを決めていきたいと思いますという、そういうための評価の理由なので、評価の理由自体が何か載るわけではないですね。

事務局 はい。

委員 議論のための資料ですね。

事務局 そのとおりです。

会長 これでよろしいですか。

次にプレゼンテーションを実施する前に、申請団体の事業計画の内容や、評価に関して委員の間で共有しておくべき事項等について、委員の皆さんから御意見はありませんでしょうか。

委員 水色の冊子の指定管理申請書類の事業計画書の4枚目ですが、【3施設の管理に関する事項】というところの②の職員配置に関する計画というところがあるのですが、その中にH 障害者雇用状況報告書ということで法定雇用率2.2%、当法人2.68%と書いているのですが、別紙1 事業計画確認事項一覧の記載内容では、法人さんの雇用率が2.63%となっているということと、私が調べた法定雇用率は現在2.3%みたいなので、そのあたりだけは少し共有をしておいたほうがいいのかと思いました。障害者雇用状況報告書を見てみると、この法人さんの雇用率は2.68%で間違いのないようですので、ですからこちらの「別紙1 事業計画確認事項一覧」の内容が間違っているということと、それから法人さんがお出しになっている法定雇用率も現在2.3%ということなので、そこだけ各委員と共有させていただければと思います。

会長 ありがとうございます。

ほかの委員方、今の御指摘は御理解いただけましたでしょうか。

(「はい」の声あり)

会長 ほかに今の時点で情報を共有しておくべき話とか、何か確認をしておく必要があるようなものがあれば御発言をお願いします。

委員 事務局への質問になりますが、指定管理申請書類の法人代表者役員氏名履歴の履歴書については、これは全て令和3年5月の日付ですが、普通こういうのは最新のものを提出するかと思います。不備なく受け取ったということですが年齢も全部違いますし、昨年度の使いまわしなのかなと思ひまして、これは法人に言うまでもなく、申請書類を受け取ったという段階でよしとされるのですか。

事務局 基本的に提出いただいたものについては修正できないという取り扱いをしてい

ますので、やむを得ず原本のままとしています。

委員 なるほど。質疑の時間で法人にお伝えしてもいいし、伝えなくてもいいし、減点材料にするのか、しないのかは個人の判断ということですね。

事務局 そうですね。

委員 なるほど。分かりました。ほかにもこういう点が多くあって、ちょっと共有するという話ではないかもしれないですけども、直接まとめて法人にお伝えします。

会長 またプレゼンテーションのときに御指摘等していただくということで、よろしいですかね。

委員 はい。

会長 ほかに情報共有しておくべき事項等はございませんでしょうか。

委員 これも事務局に対する質問になると思うのですが、今日は枚方市立障害者社会就労センターの指定管理者を選定することなのだと思いますけれども、この事業所は事業所種別としたら就労継続支援B型の事業所になるのですかね。

事務局 はい。

委員 就労継続支援B型の事業所は、枚方市内で何か所あるのでしょうか。

事務局 古いデータで申し訳ないのですが、令和2年4月1日現在で37か所です。

委員 市内37か所の就労継続支援B型の事業所があるということですね。前回の委員会でもお話しさせてもらったと思うのですが、わざわざ就労センターということで命名されて、障害者の就労に関することを枚方市ではリードしていくという、そういう役割を担っていただいているということをお聞きしたのですが、この就労継続支援B型の事業所としてほかの民間の事業所さんとの関係というのは何かあるのですか。

事務局 枚方市の自立支援協議会の中に就労支援部会というのがございまして、その中にワーキングチームをつくっております。そのうちの一つの優先調達・共同受注ワーキングのほうで取りまとめ役のようなことをしていただいております。優先調達というのは、役所等からの業務を優先的に受けられるようなものです。

委員 就労継続支援B型事業所のそういう窓口になっているということですね。就労支援部会というのは、それは就労継続支援B型の事業所だけですか。

事務局 就労継続支援A型の事業所もあります。

委員 就労系の集まりですね。そのリーダーシップを取っているという、そういうような役割を果たしているのですかね。

会長 ほかはありませんでしょうか。

委員 指定管理申請書類の別添Kの最後のほうに建物の平面図がありまして、そこに震災とか事故などの際の避難経路がページの最後の5、6枚に書かれているかと思うのですが、手書きで書き足したような随分古い感じなのですが、これでよろしいのでしょうか。例えば避難経路と書いてありますけれども、その経路の先に何か障害物があるのかとか、川があるのかとか、分からないですけども、矢印だけが書いてあって避難経路がどんなものかは書かれていません。別添Lの直前の5枚ぐらいですかね。

事務局 構内の避難経路や脱出口の数や位置が示されており最低限のものは整っていると

考えております。

委員 そうなんですか。出口が引き戸なのか、ドアなのかというのもよく分からなくて、すごく簡易な図になっていたりするのですけれども、新設の施設はこのようなものが出されたら駄目じゃないかなと思ったりするのです。段差があるのかとか、例えばどこに消火器があるのかとか、利用者さんの安全を守るのに記載が十分でないと思いました。

事務局 基準で避難口を何カ所設けなければいけないであるとか、いくつの経路が必要などと定められております。こちらの平面図では最小限分かるようにはなっているのかなと思っております。

委員 経路と書いてあっても、その先が何か分からないと思うのです。大きな通りがあるとか、川があるのか、山側なのか、ちょっとこの矢印の意味がまず分からなかったりしたのですけれども、市はこれで十分最低限の記載がされているというご判断でしたら結構です。

会長 ありがとうございます。

必要に応じて、またプレゼンテーションのときに御指摘等いただいてもいいのかなというところかと思いますが、ほかに今のところで何かございますでしょうか。委員の間で共有しておくべき事項ということなのですからけれども、よろしいでしょうか。

委員 基本的なことを教えてもらいたいのですからけれども、名称的なことで社会福祉法人わらしべ会と書いてあるのと、セルフわらしべと書いてあるのと2通りあるのですけれども、これはどういう関係なのでしょう。

事務局 社会福祉法人わらしべ会は、現行社会就労センターの事業を運営しております。センターの通称としてセルフわらしべという名称を用いて、事業を行っているものです。

委員 要するに自分のところで名前をつけたということなのですか。

事務局 そうです。

委員 枚方市立障害者社会就労センターという堅苦しい言い方をもうすこし簡単に言いましようということで、わらしべ会さんがセルフわらしべという言い方をつけられたという、そういう理解ですか。

事務局 はい。

委員 そうですか。分かりました。

委員 指定管理申請書類の別添Nに、パンフレットをつけていただいているのですが、そのパンフレットを見ると、事業の沿革がわらしべ学園からハッピーガーデンまでまず書いてあって、その後にそれぞれの事業所と事業内容について説明していただいているのです。その7ページでセルフわらしべの部分を見ると、枚方市の指定管理者と書いてある。この辺はすこしプレゼンテーションで聞かないと分かりづらいですね。施設がいっぱいある中の一つなのでしょう。

委員 法人の中にある事業所の一つがセルフわらしべだと思います。

委員 そうですね、これでいうと。

委員 愛称でも何でもなく、きちんとしたセンターの名前で、セルフというのは全国的

に就労系のところがつけて全国団体もつくっておりますので、よく使われているフレーズだという認識でいいのじゃないでしょうか。

委員 事業計画書の1枚目の経営方針のところにいきなりセルフわらしべ運営要綱というのが出てくるからどちらかなということですね。

委員 現行でやっているからですが、そのまま書いているから分かりづらいところですよ。

会長 ありがとうございます。ほか何かあればもっともっていただいても結構です。なければプレゼンテーションに進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、準備がよければ「プレゼンテーション」を実施したいと思います。

事務局で申請団体の誘導をお願いいたします。

<申請団体（社会福祉法人わらしべ会）入室・準備>

事務局 それでは、ただいまからプレゼンテーションを行います。

プレゼンテーションは、初めに団体名及びプレゼンテーションされる方のお名前を述べてから、始めていただくということでよろしくお願いします。

なお、プレゼンテーションの時間は10分間です。終了1分前になりましたらベルでお知らせさせていただきます。所定の10分になり次第、終了とさせていただきますので、どうぞ御了承ください。

なお、プレゼンテーションが終了しましたら、引き続き委員の皆さんからの質問にお答えさせていただきます。

準備はよろしいでしょうか。

<申請団体準備完了>

事務局 それでは始めてください。

申請団体によるプレゼンテーション開始

申請団体 事業計画書を見ていただけたらと思います。事業計画書の1ページの2番の指定管理者の指定を申請した理由について説明させていただきます。

平成13年度に「ふるさと農園」運営の民営委託の公募で、わらしべ会がこれまで実践してきた活動内容とこれからの提案について評価を得て選定されました。そのときの運営方針は、「多くの青少年や一般市民が、生き物との触れ合いを通じ癒やしや生きる力を得られる場を提供する。」という内容で、わらしべ会が平成5年から始めた乗馬療育と、既存の温室を活用した園芸活動などを中心とするものでありました。

馬事業については、それまでの乗馬療育から、馬の高齢化に伴い触れ合いと厩務員活動が中心となる内容に変化してきました。現在では、枚方市教育委員会と連携した小学校4校の障害児学級向けの活動は、その実績を評価され、今では市内全校の希望する小学校へと広がり、年間を通じて馬を介在したプログラムを工夫し、好評を得ています。そのほか

にも、枚方市適応指導教室「ルポ」の体験乗馬や不登校児童の受入れを行う「とねっこサークル」も引き続き継続しています。最近では、地域の生活介護事業所や放課後デイサービス等の単発プログラムや支援学校の校外学習等といった形で馬を介したプログラムの提供も行っております。

ここ数年は、市のみち・みどり室からの依頼もあり、パークマネジメントの一環として、敷地内だけではなく、王仁公園内での引き馬体験等のトライアルサウンディングも実施し、今後も公園活性化のために社会福祉法人として地域に貢献していきたいと考えています。

園芸については、温室の燃料代が世界情勢等に左右されることと、一般企業から見て2棟での花卉栽培・販売等は採算的に厳しく、園芸事業は縮小撤退し、ここ数年は、通年で安定した作業量がある小動物の餌の袋詰め作業や繁忙期の除草作業のごみ混入等仕分け作業場として活用しています。

授産施設時代に事業所から就職者を多数輩出していましたが、法人内で就労移行事業所を開設した以降、事業内容について試行錯誤した時期もありました。しかし、ここ数年は、就職できる方は事業所から直接就職につなげ、就職できない方についても工賃向上を図り、障害年金と合わせて生活に困らない工賃支給を目指して、請負・清掃・除草作業を軸に作業の拡大を図ってきました。

過去にわらしべ会を通じて一般企業に就職した方たちについても、法人内の就労移行事業所と協力連携し、社会福祉法人の責務として、半永久の就職者アフターフォローシステムで雇用継続支援を実施しています。

また、枚方市障害者自立支援協議会就労支援部会事務局が中心となり取り組んでいる共同受注・優先調達に関するワーキングチームの活動にも積極的に関与し、事業所として枚方市の共同受注窓口の役割も担っております。ここ数年取り組んできた結果、障害企画課・都市計画課・文化財課等、様々な課から役務（印刷・除草等）の優先調達を共同受注し、市内の就労継続A型・B型事業所と共同作業する中で、枚方市の障害福祉計画の目標である賃金・工賃向上に一定程度貢献できたと考えております。活動を通して、大阪府の工賃向上計画支援事業の一環である府内の共同受注ネットワーク会議にも枚方市代表として参加し、府内の共同受注窓口組織とも協力連携しています。

社会または地域貢献ということでは、王仁公園のスポーツ施設の指定管理者であるスポーツ協会と協働し、王仁公園グラウンドでのユニバーサルプログラム、王仁公園の地域清掃（アダプトプログラム）や花いっぱい活動などにも取り組んできました。その活動を通じて、地域の高齢者施設の花いっぱい健康づくりプロジェクトの花苗贈呈式への参加やみち・みどり室主催の園芸教室の生徒と一緒に花壇整備を通じて、地域との交流の機会も持てました。

障害福祉分野はもちろんのこと、枚方市立王仁公園というロケーションや地域に根差した取組にも積極的に力を入れて、地域になくてはならない存在であり続けられるように活動していきたいと思っております。

「枚方市立障害者社会就労センター」という名称、「セルプわらしべ」という通称の基

になっている全国社会就労センター協議会（セルプ協）の一員として、障害のある方の「働く・くらす」を支え、今後も継続して枚方市の障害者就労支援の一翼を担っていききたいと思います。

以上です。

会長 プレゼンテーションが以上ということで、制限時間はまだ来ていないですね。指定管理者の指定を申請した理由について、今御説明があったという理解なのですから、そこだけの説明でよろしいという、そういう御理解でよろしいでしょうか。

申請団体 はい。

会長 あとはいただいている資料を見てくださいということですね。

申請団体 はい。一番訴えたいことはそこにつけておりますので。

会長 ありがとうございます。

では、私どもからプレゼンテーションの内容及び事業計画について質問させていただきますのでよろしく願いいたします。

委員の皆様、御自由に御発言ください。

委員 1点だけお聞かせ願いたいのですけれども、25番です。

申請団体 指定管理申請書類の事業計画確認事項一覧の5ページの25番ですか。

委員 そうです。

申請団体 障害者虐待を未然に防止するところですね。

委員 ここの虐待を未然に取り組むということについて事業所で義務化されましたね。それはやっておられると思うのですけれども、職員に対するそういった虐待を防ぐ学習会等での周知徹底とか、メンタルサポート体制の築かれた環境構築を目指すために、何か特異なことをやっておられるのですか。

申請団体 セルプわらしべではしていないのですけれども、わらしべ会として入所施設でメンタルヘルスだったり、産業医の相談体制、あと法人としては相談窓口相談員を配置しております。

委員 メンタルヘルス担当の相談員ですか。

申請団体 虐待も含めて相談窓口を設けています。相談員も。

委員 法人が設けているのですか。

申請団体 はい。

委員 セルプはあまり関係ないということですか。

申請団体 セルプとしては虐待防止委員会を設置していますし、年4回虐待防止委員会を開いて、あとはアンケートを実施しています。現在の処遇やメンタルサポートというところで皆さんにアンケートをとって、また職員全員が集まってそれについて話をする、そこでちょっと分からなかったり、難しい部分は管理者だったり、サービス管理責任者のほうが個人面談をしています。

委員 これは利用者さんのメンタルサポートなんですね。

申請団体 職員です。

委員 職員ですか。職員さんのメンタルサポートを別途やられているということですか。

ね。

委員 でも、この事業所のではないのですね。

申請団体 法人全体では入所施設とかではメンタルヘルスとかも取り組んでいますし、事業所としては先ほど言いました虐待防止委員会を設置して全体会があるんですけども、そこですこし難しかったり、アンケートで処遇にすこし問題というか、すこし虐待に当たるかどうか分からない部分とか、そういうところは個人面談で話をして、こういう対応がいいのではないかというような話を個別に時間を設けてやっております。

委員 分かりました。

委員 私も今のところを聞こうと思ったのですが、この指定管理申請書類の事業計画書の初めから4枚目のところにメンタルサポート体制の築かれた職場環境の構築を目指すと書かれていたので、具体的にどうなのかとお聞きしたいのですが、入所のほうがやっているという話なのですか。目指すのは一緒ということですか。

申請団体 事業所としてもやっていますし、メンタルヘルスというところでは入所施設が、メンタルサポートというところでは各事業所が虐待防止委員会を設置していますし、年2回の管理者面談も実施しております。

委員 それがメンタルサポート体制なんですか。

申請団体 はい。

委員 その管理者のメンタルサポートは誰がやるのですか。

管理者は大変だと思うんですよ、職員の対応に。

申請団体 そうですね。

委員 これから取られるということですかね。承知しました。次に行きます。事業計画書の5ページの【6その他】というところの一番上に、毎回多くのお客様や出店者、ボランティアで賑わいを見せ、楽しみにしていただける方も増しているというイベントの話が書いてあるのですが、多くと書いてあるのですが、例えばどのぐらいの人数のお客様がいらっしゃって、どのぐらいの規模でやっていたかというのを簡単に教えていただけますか。

申請団体 ビバフェスタというのは、開設当初から年2回春秋とやっていました。ビバフェスタはどちらかというと福祉事業所がやるような形で、保護者または関係機関というふうなところで大体200人から多いときは500人、あと五六市とか、そういうふうなところで出店されている方とかを呼んでしている、なかなかの森バザールというイベントでは1,500人ぐらいです。

委員 分かりました。セルフわらしべだけでやっているわけではないということですね。

申請団体 はい、いろいろなところと協力しています。

委員 はい、わかりました。次に、指定管理申請書類のB運営要綱の3ページにボランティアの受け入れと書いてありますが、多くの賛同者とか協力者を積極的に受け入れをしようとしているということですが、このボランティアの仕事というのは、何がメインなのですか。

申請団体 馬を3頭飼っているのですけれども、馬の飼育とか、先ほどちょっと説明させていただいた小学校プログラム、特別支援学級とか児童が来るので、やっぱり職員だけの体制では安全面を確保できないというところで、30人ぐらい登録してもらって来られる方に来ていただいています。

委員 つまり職員の補助が主ということで、利用者に個別に関わるというボランティアではないという感じですか。

申請団体 利用者さんにも関わってもらっています。

委員 そうなんですね。次に指定管理申請書類の別添Eの第三者苦情申出窓口ということで、第三者委員が書かれているところがありますが、昨年度あるいは一昨年の、第三者委員を巻き込んで出てきた苦情対処理件数と内容がもし分かれば簡単に教えていただけますか。

申請団体 0件です。

委員 その前は。

申請団体 その前もです。

委員 かつて今まで第三者委員を巻き込んで苦情を処理したということは、何件ぐらいあるんですか。

申請団体 0件です。

委員 それについてはどう思われますか。苦情が一切でないということはよいことなのでしょうか。

申請団体 事業所として苦情受付窓口には苦情が上がったりとかはしているのですけれども、第三者委員までいく苦情はないというような形で認識しています。

委員 その境目は何ですか。あるいは利用者やその家族に、第三者委員に直接連絡ができるようなチラシなどというものはお渡しされているのですか。

申請団体 重要事項説明書に記載しており、毎年職員から説明させていただいています。

委員 なるほど。

申請団体 あとコロナの前は家族懇親バーベキューというので、アトラクトとセルプわらしべとで家族会があったのですけれども、今は休止状態なのですが、その家族懇親バーベキューにこの第三者委員の方にも来てもらって、家族や利用者さんとも交流をもってもらったことがあります。そのときに、何かあったら連絡先を書いているので連絡してもらっても結構ですよと、家族と利用者さんに通知しております。

委員 分かりました。ただし、これまで0件だということですね。それについてどうなのかという検証が必要だとは個人的に思います。次に指定管理申請書類の別添Jからマニュアルがたくさんあるのですけれども、何種類かあるのですが、更新した日付が書いていないものもあります。初めにつくったときからマニュアルは変わっていくものだと思うのですね、職員さんが利用しやすいように。それがいつどんなふうに変わってきたかというのもこれだと分からなくて、初めのほうは令和4年4月1日作成と書いてあるのですけれど、ということは令和4年4月1日まで事故・トラブル対応マニュアルがなかったのかな

と。後ろのほうの積雪時の対応マニュアルとかはあるのですが、緊急マニュアルのいろんなシリーズがあって医療編、無断外出とか、防災は日付が書いていなくて更新日も書いていないので、これを見て職員が使えるのかどうかと。フローチャートも一応はその無断外出編というところにはあるのですけれども、すこしこのマニュアルの整備は不足が多いかなという感想でございます。それと、あえて言うなら無断外出編というのは、いかにも利用者に責任があるような内容に見えてしまうのですけれども、要するに行方が分からなくなつて安否も確認しないといけないという問題ですよ。内容を見ると存在が確認できないということは無断外出だけが理由ではないと思うので、この名称は違うというふうに思います。私はこのマニュアルは家族の人にも見せるべきものだと思っていて、職員側の問題は一切書かれずに無断外出編と書かれるところはすこし考え直していただきたいなと思つています。

申請団体 分かりました。

委員 最後に指定管理申請書類の別添Kの後ろのほうにある平面図があつて、防災の、緊急避難路というのがたくさんあるのですが、これはいつ作成されたものなのでしょう。震災への対応、これもいつつくられたものかが全く日付がないのです、どの資料にも。その前に震災への対応というのをつくっていることは評価に値するのですが、こういうのは更新されていくことがすごく大事だと思つていて、そういう機会がないのかなと思つてしまうわけです。例えばボランティアさんがいて何か起こったときにどれを見たらいいのか分かるようなものがマニュアルだと思うので、職員が使いづらいとか役に立たないとかいうものと機能しないですよ。その後はずっと書き足されたような平面図があるのですが、これを見たときに避難経路と書いてあるんだけど、この経路は本当に安全なのかとか、その矢印の大元に段差がないのかとか、あるいは押し戸なのか引き戸なのかとか、そういうことが明確に書かれていることがすごく大事になってくる。あるいは何かあったときに、こっちは川側だからこっちから優先的にとかいうことがもうすこし丁寧に書かれたものをつくらないと、例えば私が入所者の家族として見せてくださいと言つて見せていただいたときには、なかなか安心できないかなと思つたりしております。

それからあとは、指定管理申請書類の法人代表者役員氏名履歴にある履歴書が皆さん令和3年5月の日付で書かれておまして、昨年度のものをお使いになったのかもしれませんが、申請のときには年齢も変わっておりますし、1年の間に異動された方もいらっしゃるのじゃないかなと思うと、すこしその辺は丁寧さが足りなかったのではないかなと思つました。

以上です。

会長 ほかに質問等はございませんでしょうか。

委員 私から2点質問させていただければと思うのですが、まず1つ目は職員の方の働きやすい環境の確保ということで、例えば育児休業とか介護休業とか何かそのあたりの実績とかありましたら、最近のここ2、3年で結構ですでお聞かせいただければというのが1点目ということと、それから御法人では利用者の方の工賃をしっかりと上げる努力をなさつていらっしゃるのかなというのは資料を拝見して思つたのですが、具体的にそのあた

りの取組ですとか、今現在こういったコロナ禍でいろいろ御苦勞なさってらっしゃることとか何かありましたら、そういったことも併せてお聞かせいただければと思いますのでよろしくをお願いします。

申請団体 育児休暇、産休というところでセルフわらしべも1年半前に女性職員が育休を取りました。隣のアトラクトもちょうど1年前で、法人としても女性が結婚、出産、そういうふうな育児で退職するのではなくて、積極的に育休、産休を取れるよう、私も子供ができたときにも管理者として道をつくるということで、いろいろ特別休暇とか合わせて2週間ほど育児休暇を取らせていただきました。

介護に関しての休暇なのですけれども、まだ聞いてはいないのですけれどもこれから出てくるのかなと。七、八年前に職員の息子さん夫婦で奥さんが出産のときに亡くなったというところで、お子さんは大丈夫だったんですけれども、それでパートするとか、息子さんのお母さんが育児とか介護をしなければいけないので、離職したという案件は1件聞いております。

育児と介護に関しては以上で、工賃に関してなんですけれども、コロナで大きく打撃を受けたのは入所施設の清掃で、コロナ禍によるクラスター対策で出入りができなくなって、そこでちょっと収入は落ちたんですけれども、先ほど言っていた優先調達で、市や府から、コロナとか災害とかそういうのがあっても必ず仕事がもらえるところを多く確保したのと、令和2年に関してはかなり営業もしました。うちだけではできないことをほかの法人と組んで一緒にやったりだとか、令和2年だったと思うのですけれども、収入は下がりましたが、大阪府の月額平均工賃はそのときも上回っていますし、それからまた令和元年に2万円の工賃になって、その2年後3万円、年金と合わせて10万円、最低生活できるぐらいまでいけるかなと思ったのですけれども、1回下がって今また2万円台ぐらいに回復しつつあります。

共同受注の取組でいいなと思ったのは、1箇所の事業所ではなかなか受けきれなかったり、どうしたらいいのかと分からなかったりする部分があるのですけれども、一緒に同じく利用者さんの生活を向上していこう、賃金を向上させようという同士と一緒にいろんな大型案件の仕事を一緒にやって、それが励みになって利用者さんの工賃向上につながっていったのかなとは思っています。

以上です。

委員 ありがとうございます。

会長 ほかに質問、どうぞ。

委員 指定管理申請書類の収支予算書ですが、今コロナ禍で先のことはよく分からないので、それは概算で仕方がないかなと思っていますが、大体毎年当面赤字ということですか。

申請団体 そうですね。事業所としては赤字なのですけれども、ここら辺も指定管理のモニタリングとかで説明させていただいているのですけれども、創設者の村井が始めた馬事業をずっと継続していくために相当のお金がかかっていくというところで、それはわらしべ会として譲れない部分があるので、法人としてそこは全体で支えていくというところ

で、けれども利用者さんの獲得などを通して改善はしていこうかなと考えております。

委員 細かいことを言いますと、人件費、その他経費あたりが、銀行の融資のときに事業計画書を出すのに苦労するのですけれども、今おっしゃっているのは就労支援事業の馬作業、清掃、この辺のことをおっしゃっているわけですね。馬の関係は。

申請団体 馬を維持するのに職員4名は最低でも必要なのです。

委員 人件費も全部そこに入っていると。

申請団体 はい。馬がなければその人件費4人分とかはなくなるのですけれども、やっぱり安全面であったり馬を支えていくというところで、どうしてもそこはかかってしまうというところなんです。

委員 先のことは分からないですし、コロナ禍でここ何年間の見通しを立てるのは非常に難しいんですけれどもどんな感じなのかなと思いました。結構でございます。

会長 ほかに質問等はございませんでしょうか。

委員 指定管理申請書類の事業計画書の2ページの上のほうに就職できない方と就職できる方という記述がすこし引っかかっておりまして、それはどういう基準でいつ分けられてその見直しというのはどんなふうにされるのかなと。一度就職できない方の枠に分けられてしまったらちょっと切ないなとか、そもそもの就労センターの役割としては少しでも可能性を探る感じなので、その辺を教えていただけますか。

申請団体 すこし書き方に誤解が生じてしまって申し訳ありません。セルフわらしべの利用者さんの構成が支援学校卒業生が毎年10名ほど、あと今まで就職してきた方が4分の1ぐらいで、あとは様々な理由がある方が4分の1というふうな構成でして、就職は希望しない人でもそういった理由でセルフわらしべに来ている方もいます。初めから就職を目指していないけれども、セルフに入って僕も就職やってみようかな、私もやってみようかなと思ってもらえるような支援はさせていただいています。今もっともっと就労、就職できる人は就職したほうが工賃が3万円よりも10万、15万と上がるので、そこはわらしべ会の就労系の事業所として頑張っていきたいなと思っています。就職を目指す方は就労移行事業所イーウィットがうちにあるので、近日ですが来週金曜日に見学ツアーをする予定です。就労移行事業所ではセルフとアトラクトと利用者さんが集って、就職するためにはどうしたらいいのか、支援学校の方に今就職ができそうなのか、A型なのかB型なのかと就労アセスメントというのをやっているのですが、実際に実習してもらってアセスメントをして、この人はもう就職できるのではないか、この人はまだ難しそうだから事業所内でもうちょっといろいろこういうことを頑張ったらいいんじゃないかということ支援として取り組んでいます。

委員 見学するところがその人の個性とかと合っていない場合もあるし、その支援学校で行われている就労に向けた取り組みというのは学校ごとや担当者ごとによりかなり差があると思っています。それを1回そういうところから取っ払ってあげて、働くには月曜日から金曜日まで9時5時じゃないといけないみたいにインプットされた人なんかだと、いやとなっちゃうかもしれないし、その辺の柔軟さとかいうか、働いてもいいし、また戻ってきてもいいしみたいなことができるのが、セルフさんのいいところかなと思ったので、そうい

うのが分かるような書きぶりのほうがいいかなと思いました。細かいことすみません。よく分かりました、ありがとうございました。

申請団体 すこし補足させていただいて、当法人は就労継続支援A型はやっていないのですが、例えばパン作りの取り組みがしたくてもなかったら、その人の希望を聞いて、ほかの事業所に見学に連れていったり実習に行ったりしています。最近もA型事業所に行った方だったり、あと高齢になって障害が重たくなって、僕はもう作業なんかいいわ、レクのほうがいいわという方がいたので、じゃあそういうところも見ようかといろんなところを回って、うちの法人だけじゃなくつながりのあるところに進路として送り出したという経緯もあります。

委員 そういう部分ももっと強調してほしかったですね。ありがとうございます。

会長 ほかがございませんでしょうか。後ほど評価をしていただく関係で聞き漏らしているところなどありませんか。大丈夫ですか。

それでは、これをもちましてプレゼンテーションを終了いたします。

申請団体の方は、退室していただいて結構です。

本日はどうもありがとうございました。お疲れさまでした。

<申請団体の退室確認後>

会長 ではここで、事務局に質問、あるいは確認されたい事項等がありましたら、御確認をいただきたいと思いますが、何かありますでしょうか。大丈夫ですか。

委員 平成18年から指定管理者になっておられるという資料があったのですが、そこから20年近くになりますね。その間ずっともうここが継続的に指定管理者をしておられるという、そういう理解でよろしいですか。

事務局 はい。

委員 そうすると、プレゼンテーションも今までもう何回かされているという、そういう理解になるのですかね。

事務局 はい。

会長 ほか何か確認事項等はございませんか。

では、次へ移らせていただきます。

案件（2）評価について

会長 案件（2）「評価について」を議題といたします。事務局から、説明をお願いいたします。

事務局 それでは、御説明を申し上げます。

評価の基本的な考え方につきましては、先ほど御説明しましたとおり、資料14評価表の要求事項ごとに、1から5の5段階で評価を御記入いただくものでございます。

つきましては、ただいまから20分間ほど、評価のためのお時間をお取りいただいております。その後、事務局で評価表を集めさせていただいた後に結果を集

約しましたものを御提示させていただきたいと考えております。

なお、評価表の右上に、お名前を記載いただきますようどうぞよろしくお願いいたします。

説明は、以上でございます。

会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から御説明いただいたとおり、本日、ここで委員の皆様方には20分ほどの時間で御評価いただきたいと考えております。

評価に関して、御質問、御意見等があれば発言をお願いいたします。

特にございませんか。

(意見等なし)

会長 それでは、事務局からの説明に従いまして、今から20分ほどの時間で委員の皆さん評価をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(各委員、評価を記入)

会長 評価の方は大体終わられましたでしょうか。それでは、事務局は評価表の回収をお願いします。集約が終わるまで、約20分間、委員会を休憩します。

(休憩)

案件（3）評価結果について

会長 委員会を再開します。案件（3）「評価結果について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、先ほど委員の皆様にご評価いただいた結果について説明させていただきます。

まず、お手元にお配りしております資料16 評価集計表（内容審査）をご確認ください。委員の皆様からご提出いただいた評価を事務局で集計したものです。

委員全員のそれぞれの評価と、その右横に「委員会としての評価及び得点（仮）」といたしまして、「評価」の欄には委員5名の平均を、小数点以下四捨五入して1～5の5段階で記載しております。さらに右横の「得点」の欄には、要求事項の「配点」に、「評価」に応じた乗率をかけた得点を記載しております。

「（仮）」としておりますのは、あくまで平均をもとに機械的に算出した数値でございますので、この数値は参考としていただきながら、要求事項ごとに委員の皆様でご協議・合議いただき、委員会としての評価を最終決定いただけたらと考えております。

委員の皆様でご協議いただく中で、例えば、平均は「3」となっているが、この要求事項については加点を行うべき提案内容が示されているので「4」の評価が相応しい、などといったご判断をしていただくことも可能でございます。

全ての要求事項について委員会としての「評価」が決定されましたら、この場で少しお時間をいただきまして、事務局の方で点数化を行い、評価結果をご提示いたします。「資料17 評価結果」をご覧ください。事前にお渡ししている資料上は、要求事項ごとの「得点」及び「得点合計」が空欄となっておりますが、後ほど評価をご決定いただいた後に、これらの欄を記載し、皆様にご提示いたします。その内容を委員会で最終確認していただ

きまして、合議・答申へとお進みいただきたく存じます。

説明は以上です。会長、よろしく願いいたします。

会長 ただいまの事務局からの説明があったとおり、まずは、これから各要求事項ごとに、委員会としての評価を1～5の5段階で決めていき、全ての評価が決まったら事務局でそれを点数化し、評価結果を最終確認するという流れになりますが、委員の皆様から何かご質問、ご意見等があればご発言をお願いします。

(質疑なし)

会長 それでは、事務局からの説明のとおり評価を行ってまいります。

要求事項1. 申請団体の経営方針等に関する事項の「①経営方針」について、委員5名の平均は「4」となっています。この要求事項に対する評価について、皆様の評価理由やご意見など、ご自由にご発言をお願いします。

委員 長年の間、枚方市東部地域において社会福祉分野において、貢献しているので「4」としました。

委員 経営方針にセクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメント等の防止対策についての記載はなく特に「4」に加点する要素はありませんでした。

会長 「4」の評価が多い中、「3」の評価をされている委員はいかがですか。

委員 皆さんの評価を踏まえ、委員会としては「4」で異議ありません。

会長 各委員でばらつきはありますが、「①経営方針」の要求事項については、平均の「4」でよろしいですか。

(「はい」の声あり)

会長 それでは「①経営方針」について「4」の評価とします。

続いて、「②指定管理者の指定を申請した理由」について、委員5名の平均は「3」となっています。この要求事項に対する評価について、皆様の評価理由やご意見など、ご自由にご発言をお願いします。

委員 枚方市や他の法人との密な連携をとっておられ、利用者の自立促進のために工賃を上げる努力をされており、加点要素があるので「5」としました。

会長 「4」を付けられておられる委員はいかがですか。

委員 「4」か「3」で迷ったのですが、改めて考えると加点事項が見当たらないので「3」に修正します。

会長 各委員でばらつきはありますが、「②指定管理者の指定を申請した理由」について、委員の平均は「3」ですが、「3」の評価でよろしいですか。

(「はい」の声あり)

会長 それでは、「②指定管理者の指定を申請した理由」については、「3」の評価とします。

続いて、「③経営の継続性・安定性」について、委員5名の平均は「3」となっています。この要求事項に対する評価について、皆様の評価理由やご意見など、ご自由にご発言をお願いします。

委員 収支状況に加点要素はないですが、申請書類に最低限の記載はされているので「3」の評価としました。

会長 他の委員の評価の理由を教えてくださいませんか。

委員 法人からの補填を頼りにしており、会計に不安があります。馬事業への熱意が強調され、利用者への利益があまり説明されていなかったと考えました。評価コメントに意見等を記載したいと思います。

会長 分かりました。各委員でばらつきはありますが、「③経営の継続性・安定性」について、委員5名の平均通り「3」でよろしいですか。

(「はい」の声あり)

会長 「③経営の継続性・安定性」について、「3」とさせていただきます。

続いて、要求事項2. 施設の経営方針に関する事項の「①施設の現状に対する考え方及び将来展望」について、委員5名の平均は「4」となっています。この要求事項に対する評価について、皆様の評価理由やご意見など、ご自由にご発言をお願いします。まずは、「5」の評価をされている委員から、理由を教えてくださいませんか。

委員 コロナ禍で難しい部分はあるかと思いますが、枚方市や大阪府、また他の法人や地域と密に連携や関係作りを図りながら、地域に根差しているところを加点要素として、「5」と評価しました。

委員 知名度や実績においては申し分ないですが、加点事項に当たる部分がなかったので「3」とさせていただきます。

委員 加点事項に関することについて、申請書に何も書かれていないので、「4」から「3」へ評価を下げます。

会長 それでは、「①施設の現状に対する考え方及び将来展望」についてE先生の評価点が下がることによって、委員5名の平均が「4」から「3」に下がりますがよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

会長 「①施設の現状に対する考え方及び将来展望」については、「3」とさせていただきます。それでは、「②施設運営に関する計画」ですが、委員5名の平均は「3」となっています。この要求事項に対する評価について、皆様の評価理由やご意見など、ご自由にご発言をお願いします。

委員 職員との面談などメンタルヘルスやメンタルサポートについて丁寧に説明があり、利用者や施設職員に対して管理が十分にされていると見受けられたため、「4」と評価しました。

委員 苦情処理機能の実績がなく、利用者向けのわかりやすい説明が少ない、虐待防止、差別解消のための取組が見えない、また職員向けに人権研修が具体的に提案されていないと思いました。

会長 「②施設運営に関する計画」について、委員5名の平均通り「3」でよろしいですか。

(「はい」の声あり)

会長 「②施設運営に関する計画」について、「3」とさせていただきます。

それでは、要求事項3、施設の管理に関する事項ですが、委員5名の平均は「3」となっています。この要求事項に対する評価について、皆様の評価理由やご意見など、ご発言をお願いします。

委員 利用者の安全が守られるエビデンスが十分とは言えません。また、苦情処理を含めて虐待防止のための取組が明確に記載されているとは言えませんので、評価を「2」としました。でも、各確認事項に関して最低限記載されているので「3」に修正します。

会長 分かりました。それでは要求事項3、施設の管理に関する事項について、委員5名の平均通り「3」でよろしいですか。

(「はい」の声あり)

会長 要求事項3、施設の管理に関する事項について、「3」とさせていただきます。

それでは、要求事項4、情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項ですが、委員5名の平均は「3」となっています。この要求事項に対する評価について、皆様の評価理由やご意見など、ご発言をお願いします。

ございませんでしょうか。

それでは、要求事項4、情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項について、「3」でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

会長 それでは、要求事項4、情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項について、「3」とさせていただきます。

次に、要求事項5、緊急時における対策に関する事項ですが、この要求事項に対する評価について、皆様の評価理由やご意見など、ご発言をお願いします。

委員 マニュアルが実行可能なものとは言いがたく、最低限の整備がされているだけです。よって、評価を「3」から「2」へ下げます。

委員 危機管理マニュアルに改善の余地があるかと思われ、また確認事項31.に書かれている構成員間の連携や市とのリスク分担に対する考え方が明確に見えないので、「2」としました。

委員 私もマニュアルの充実を図っていただきたいと感じたので「2」と評価しました。

会長 それでは、要求事項5、緊急時における対策に関する事項ですが、委員5名の平均が「2」ということになりますが、この評価でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

会長 それでは、要求事項5、緊急時における対策に関する事項について、「2」とさせていただきます。次に、要求事項6、その他ですが、委員5名の平均は「3」となっています。この要求事項に対する評価について、皆様の評価理由やご意見など、ご発言をお願いします。「4」の評価をされている委員から、理由を教えてくださいませんか。

委員 近隣住民や事業者等との良好な関係を築かれており、実績として申請書類に書いておられたので、加点対象として「4」としました。

委員 地域交流が活発で社会貢献もされており、共同受注や優先調達、賃金の向上にも取

り組んでいる点が評価できます。

委員 私は加点事項を満たしていると言えないと感じ「3」にしています。

会長 各委員の評価を踏まえ、ご意見のある方はいらっしゃいますか。各委員でばらつきはありますが、要求事項4、その他に関する事項について、平均の「3」でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

会長 それでは、要求事項6、その他について、「3」とさせていただきます。

以上で、全ての要求事項ごとの評価が決定しました。事務局の方で、評価の得点化をお願いします。事務局が集計を行う間、約10分間休憩いたします。

(休憩)

会長 それでは、会議を再開します。事務局よりどうぞ。

事務局 はい。それでは、得点化が完了しましたので、「評価結果」を共有させていただきます。

<事務局が資料を配布>

まず、「事業計画に関する内容審査」の表をご覧ください。委員会でご決定いただいた要求事項ごとの「評価」と、その要求事項の配点に、評価に応じた乗率をかけた「得点」を記載しております。要求事項ごとの得点はご覧のとおりとなりまして、合計得点は1,000点満点中、498点となっております。

その下の「総合評価点」についてですが、今回は、内容審査の得点そのまま総合評価点となります。申請団体は1団体のみですので、1位となります。

また、一番下に、「評価内容」の欄がございます。現在、空欄となっておりますが、先ほどご説明いたしましたとおり、後日、各委員からお送りいただく評価コメントを集約した内容がここに記載されるものでございます。評価コメントについては、この候補者を選定した理由の他、候補者に対する要望などのご記載をお願いいたします。

これらの評価結果については、本日の委員会でご答申をいただいた後に、市の方で必要な手続きを行った上で、最終的に市ホームページ等で公表する予定としております。

以上の内容審査の得点、総合評価の点数、評価コメントにつきましては、本日の委員会でご答申をいただいた後に、市の方で必要な手続きを行った上で、最終的に市ホームページ等で公表する予定としております。

評価結果についての説明は以上です。

会長 ただいまの説明に対して、委員の皆さんからご質問、ご意見等がありましたらご自由にご発言ください。それでは、評価結果については、資料のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ご異議なしと認めます。よって、評価結果を資料のとおり決定いたします。

案件（４）答申について

会長 次に、案件（４）「答申について」事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、ご説明します。

今回の申請団体は1者であり、順位付けの要素はなくなりましたが、評価結果を踏まえ、この申請団体を指定候補者とするについて適当かどうか、委員会としてのご協議をいただければと考えております。

説明は、以上です。

会長 ただいまの説明に対して、委員の皆さんからご質問、ご意見等はありませんか。

委員 答申することに賛成します。地域活動や社会貢献の面でも優れた実績を残しておられるところは、評価できますが、財務状況およびマニュアルの不備が懸念され、今後は改善してもらえればと思います。

委員 答申することに賛成です。枚方市の障害福祉分野で大きな貢献を果たしており、知名度、実績ともに申し分ないです。しかし、施設の財政面に不安点があります。改善に向けて、次の指定管理期間もがんばってもらえたらと考えます。

委員 答申することに賛成です。地域に貢献している面で評価できますが、初心に立ち帰った施設の管理運営を期待します。

委員 答申することに賛成です。資料の事業計画書のページのずれなど事務的な面の不足はありましたが、障害者の方の生活や福祉の社会的評価の向上により一層寄与されることに期待します。

委員 答申することに賛成です。枚方市の障害福祉分野において一定の役割を担いながらこれまでのセンター運営の実績があることは評価できますが申請に関する書類の準備不足が見受けられます。利用者目線の運営に励むべきです。点数は少し低いかもしれませんが今後期待しています。

会長 それでは、申請団体社会福祉法人わらしべ会を枚方市立障害者社会就労センターの指定候補者に選定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

会長 ご異議なしと認めます。

よって、社会福祉法人わらしべ会を枚方市立障害者社会就労センターの指定候補者に選定することと決めます。

次に、本選定委員会の選定結果を答申するにあたり、事務局の方で、一般的な案はありますか。

<事務局で、答申書案を配付>

事務局 恐れ入りますが、答申書案として作成いたしましたのでご覧ください。なお、今回の答申書案につきましては、これまでの選定の答申で使用された一般的な形式で作成し

ております。

私の方で読み上げさせていただきますので、ご確認をお願いします。

令和 年 月 日。

枚方市長 伏見 隆 様。

枚方市立障害者社会就労センター指定管理者選定委員会 会長。

ここはのちほど自署していただきます。

枚方市立障害者社会就労センター指定候補者選定に係る答申書（案）。

本委員会に対して諮問のあった枚方市立障害者社会就労センター指定候補者の選定について、慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

なお、市においては、答申を十分に尊重し、枚方市立障害者社会就労センター指定候補者を枚方市立障害者社会就労センター指定管理者に指定するための手続を取られるよう要請します。

記。

枚方市立障害者社会就労センター指定候補者。

所在地 大阪府枚方市長尾荒阪二丁目 3545 番地

団体名称等 社会福祉法人 わらしべ会 理事長 辻 和也

以上でございます よろしくお願いいいたします。

会長 ただいま事務局から答申書（案）を読み上げていただきましたが、委員の皆さん、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

会長 特にご異議もないようです。

よって、ただいまの答申書（案）のとおり答申することに決定します。

案件（5） その他について

会長 続きまして、案件（5）その他について、事務局から何かありますか。

事務局 その他ということで、繰り返しになりますが、資料 15 評価コメントについては、本日の会議終了後、各委員あてにデータを送付いたしますので、記載いただき、メールにて返信いただきたいと思います。本日ご提出いただける方は、委員会終了後に紙でご提出いただいても結構です。

送付期限といたしましては、事務処理手続きの都合上、10月11日の火曜日までに届きますように、お送りいただければと考えております。

また、評価コメントの取りまとめ、文章の一本化については、会長・副会長にご一任いただき、その内容について、改めて委員の皆さんにご確認いただいております。よろしくお願いいいたします。

会長 ただいま、事務局から説明のあった内容について、委員の皆さんからご質問等はあ

りませんか。

<質疑なし>

会長 それでは、案件としては以上になりますが、事務局から、何か連絡事項はございますか。

事務局 事前に皆様にお配りさせていただきました申請団体資料一式につきましては、委員会終了後、回収させていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

事務局 最後に、私から、皆様に一言、お礼のごあいさつをさせていただきたいと思います。

このたびは、枚方市立障害者社会就労センターの指定候補者の選定につきまして、2回にわたる委員会において、様々な視点から熱心にご審議をいただき、本日よりまとめていただきまして、誠にありがとうございました。

今後、本日いただきました答申に基づき、本市で候補者を決定し、地方自治法の規定により、12月に、市議会に議案として提出し、指定管理者の指定の議決をいただく予定としております。

会長、副会長をはじめ、委員の皆様方には、大変お忙しいなか、長時間にわたり、本選定委員会の委員としてご尽力をいただきましたことに、改めて厚くお礼を申し上げます。

ありがとうございました。

会長 委員の皆様には、熱心にご論議いただき、無事、答申させていただくことができました。委員会運営にご協力いただきましたことを、この場をお借りし、お礼申し上げます。それでは、以上をもちまして委員会を閉会します。どうもありがとうございました。

(閉会 20時30分)